

子どもの権利条例づくりに参加して

嶋津絢子・山田奈津帆

司会 連続講演会はきょうが二回目です。先週は、いじめや不登校、子どもの虐待の問題について、弁護士お二方からお話を伺いました。今週は、一時から二時半、二時四十分から四時十分、二つのセッションがありますけれども、この二つとも、子どもといえますか、若者にお話をしていたかどうかということで、特別にお呼びしました。今、見回しましたところ、ほとんど皆さんと同年代の人ですね。ちょっと年齢の高い方も座っていらっしゃいますけれども、きょうは若い方の視点から見たお話をしていただくことになっています。

最初のセッションは、「子どもの権利条例づくりに参加して」ということで、川崎市の子ども権利条例調査研究委員会の子ども委員の人も含めて、お二方にお話をしていただくことになっています。

最初に、講師と言ってはちょっとかしまってしまふけれども、お二方をご紹介します。こちらが山田奈津帆さんです。今、筑波大学の一年生です。そして、もう一方が嶋津絢子さんで、今、新城高校の三年生、推薦で明治学院に入学が決まったので、この時期でも大丈夫だということです。

これからお二方にすべてお任せします。皆さんも、この二人の能力を最大限引き出すという意味で協力してください。では、お願いします。

山田 どうもこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました川崎市の山田奈津帆と言います。

きょうは川崎市の子ども権利条例についての話ということなので、その話をしたいと思うんですけども、まず先に、条例づくりに入る前に、川崎市では子どもの権利に関する活動をいろいろずつとしてきたんですね。その話を私自身の体験をまぜながらお話ししたいと思います。実は私の年齢というのは、いろんな都合上、川崎の子ども権利の活動をするにはちょうどいい年の生まれだったりするわけです。その話はこれからしていきます。

では、まず基本的なところですけども、最初に国連で子どもの権利条約というものが採択されたことは皆さんご存じだと思います。それが一九八九年です。それで、九四年には日本でこれが批准されました。

その年、既に川崎市では活動が始まっております。川崎市で川崎子ども議会というものが行われました。これは後で会議というのが出てくるんですけども、ちょっと違うのでややこしいんですが、はっきり言って、会議よりも議会の方がしゃちほこ張って、何かすごい出にくい雰囲気の議会だった―出にくいのではなくて、出るのにまず選抜があったという点で、後の活動とは全然違います。川崎市全市の各中学校区から小学六年生一人ずつと中学校三年生が一人ずつ、それから子ども会の関係で出た人とかもいたんですけども、これには出る前に何と作文を課せられました。私は当時はまだ優等生でしたので、ちゃんと作文を書いて「出ます」と言ってお出んですけども、議会ということで、川崎市の市議会会場を使って、ふだんは議員さんが座っている席に全市の小学生がだあつと座って、みんな意見言ったんです。でも、これはその場で意見を討論するとかでなく、事前に何回か集まって練り合わせた意見を、市の人とかに向かって、子どもの意見を市政に反映しようというスローガンというか、理念のもとで行われたものです。

これが結構好評だったのか、私もそのときまだ小学校六年生でしたので、人と意見を交わすという経験も薄かったせいで、ああ、おもしろいなと思って、こういうのが継続されるといいという意見を最後の感想用紙に書いて出した覚えがあるんですけども、そう考えた人もきつと多かったですよね。次の年から、今度は子ども会議というものが行われるようにな

りました。

こっちはもつと全然軽いです。各区ごとに一回集まることになりました。もう私は中学生なので、中学生で集まったんですけれども、各区のそれぞれの中学校に、こういう会議をやりますよというふうに市から連絡が行きまして、そうすると「行きたい」と言った人が、今度は全然選抜とがなく、その場に行けるんですね。それで、今どんなことが困っている、何を直さなければいけないかなとか、そういうことを、みんな小さな班ごとに分かれて、顔を突き合わせて、いろいろ話し合って、さらにその結果を各区でまとめたら、各区の代表者が全体会、市の全体でやる会に持って行って、そこでみんなでも発表したり、もしくはアピール文をつくったりして、これをまとめて、じゃ、こういう感じで、川崎市に子どもの意見が当たったねというような会をやっていたんですね。

それはそれで多少は効果があるんでしょうけれども、今言ったように、これは毎年一回しか行われておらず、建設的な活動ができませんし、具体的な活動を起すのには、やっぱり場としての力はまだ非常に不足していたんです。だから、今度はずっと継続的な活動をしたいというような願いが出てきまして、今度は、九七年に川崎子ども・夢・共和国というものができました。ちなみに、この時点で私は中三になっております。

この川崎子ども・夢・共和国というのが、この後しばらく川崎の子どもの権利に関する活動の中で中心的な団体になるんです。略して夢・共と呼んでいたのが、私もここで夢・共という言葉を使わせてもらいます。これも公募制でした。学校でも、こういうのがありますよといってチラシをばあつと配りましたし、私たちがみたい子ども議会に出た人には、個人的に郵便で家にこのチラシが送られてきました。でも、学校を通して配りはしたけれども、学校との関連はそんなに強い団体ではなく、どれも川崎市の行事なんですけれども、川崎市の生涯学習推進課というところが管轄している行事でして、こんなものがあるから募集しない？とばあつとチラシが配られたら、やりたいと思った子は、それぞれ自分で市役所に電話して、

「私、やりたいんですけど」というふうにやって、最初の会議に集まるといふような形だったんです。

最初は、小学校三年生から中学校三年生までが対象でした。全市から一二〇人くらいは集まったのかな。そういう結構自発的な子が、川崎市は結構大きい市とはいえ、一二〇人も集まって、おつ、すごいなと今私は思うんですけども、別にとても優等生ちゃんばかりが集まったわけではなく、むしろ、そうじゃない人の方が多かったんじゃないかと思うんですが、ちよつと不登校ぎみの人とか、学校では味が濃過ぎて浮きぎみの人とか、そういう人も多く来ていました。

そんなふうにして、大体これはまず持続的な活動ができることというのが目標の一つでしたし、スローガンは「元気でいき×二活動できる まち」というものでした。「まち」という概念はまたいろいろあるんですけども、単に土地を割る区画としての単位ではなく、私たちを取り巻く環境すべて、学校とか地域とかそういうのをすべて含んで「まち」と呼んでいたんですが、そういう自分たちを取り巻くまちづくりを子どもの手で行おうというのが主な理念でした。

でも、何をするかというのは最初から全然決まっておらず、むしろ、集まった上で何をするか考えようという感じの団体だったんですね。一応市役所の人たちとかが手伝いに来てくれましたけれども―手伝いというか、ちゃんとまとめに来てくれてはいたんですが、あくまで子ども中心でやろうというのがスタンスでしたので、まず何をやろうかということから話し合ったような現状です。

大体月一回ぐらいみんなが集まって、小グループに分かれて、いろんなことを話し合っていて、最初は設立集会というのに向けて話し合っていたような状況です。全市でやる集会でアピール文を出そうということで、どんな理念でやっというのを最初に固めまして、その後、具体的に、例えば、私が覚えているのはごみ拾いをしたことなんだけれども、それが直接関係するかどうかはともかく、そういうふうにかかやれることを探していこうというふうな子どもが活動を始めたということ、すごく意義のあるものだったと思います。

あと、そういうのに意識のある子が集まってきましたので、何か夢・共和国じゃなくても、川崎市でこういう行事をやりた
いんだけれどもというときに、ここから人を派遣することができるとですね。ここに行けばそういうのに興味がある子がい
るということで、いろんなほかの団体とか、例えば新聞記者さんとかも、そしてこういう場とかも、ここに結構依頼が来ま
して、そこからよく人が何かしに行ったりしました。

これが中三のときでして、次の年からは私は高校生になります。夢・共和国は最初三カ年計画でしたので、第一回は九九
年まで続いています。ちなみに、その後の第二期が発足したので今もまだあるんですけれども、一応第一期は三年計画で九
九年までありまして、中学生までが対象ですので、高校生になった私はサポーターという立場に回りました。

このサポーターというのがまたちょっと重要でして、高校生以上、大学生も社会人もいたんですけれども、ただ事務局の
大人の人たちとの間に立って、子どもたちをうまく引っ張っていく役割の人がいたんですね。班での話し合いをまとめたり
とか、夢・共和国の子どもたちの会議がある前に、自分たちで話し合って方向性を考えようという会議が行われていました、
その役割を私なんかもするようになったわけです。でも、高校生って本当はまだ子どもの権利条約で言う「子ども」です
よね。裏方に回るにはまだ少し早いと思うんです。そういう意味では、まだ子どもとして自分で意見を言ってもいい年じゃ
ないですか。なので、今では高校生までが夢・共和国の委員になっています。サポーターはサポーターでおもしろいんです
けれどもね。でも、やっぱり子どもに意見を言わせなきゃと、自分の意見を控えなきゃいけないんですよ。中学生とか高校
生が何かばろつと言えば、すごくそれに左右されるし―それはそうですよ、すごく大きく見えますもの。それで、そうい
うのを抑えなきゃいけないというのは大変なので、それとは別に、自分の意見を言う場も持ちたいと思っていたのが本音で
す。

そんなふうに使っていた九八年、やってきました。やっと条例の話に入れるんですけれども、川崎市子どもの権利条例づ

くりの話がやっと回ってきました。回ってきましたと言って、私たちのところに回ってきたのは九八年の末です。でも、それより前に、もちろん川崎市内ではきつと動いていたんでしようけれども、九八年の終わりごろ、最初の夢・共和国の一年目の時点で、副委員長とか議長とかをやっていたあたりの人に話が回ってきました。今度条例づくりをやるんだけど、子どもの人も委員に入ってほしいんだけど、どうかなというような話が来まして、私はたまたま一年目に副委員長をやっていましたのでちゃんと来たんですが、そういう人とか、あと二年目で委員長をやっていた人とかのあたりに話が回ってきました。じゃ、やりましょうかと言って、九人の人が選ばれました。選ばれましたというか、入りました。それが、ここに書いてある調査研究委員会というもので、そこに子ども委員として入ったんですね。後で言う子ども委員会とはまた別なところがちよつと複雑なんですけれども、とりあえず、最初は九人だけが入ったんです。

大人の人が条例づくりをどうしようかといって会議するのに集まっている場に、九人子どもがほんと参加して、はっきり言って、わからない話の方が多かったんですけれども、わかる場所では発言しました。大人の人も、川崎の人の中でさらに理解が深い人とか、法律の専門家の人とかが集まっていて、みんな優しいので子どもの意見を聞いてくれますし、わからないところが進行しているところは子どもはあきらめて、はあ、そうなんだとーそうなんだと思えるほども理解していませんが、聞いていました。でも、ここのはどう思うとか、こういうことはどう思うとか意見を聞かれたら、そのときはちゃんと自分の答えられる範囲で意見を言い、また、そういうのが実際反映されています。ただ聞かれただけではなくて、それぞれの人に聞くと、でき上がった条例を見ても、あつ、ここは私の言ったあの意見が反映されているなとわかるどころも実際あるんです。そういうふうには、ただお飾りで子どもがいたわけじゃなく、子どもの意見を吸収しようという体制があつた調査研究委員会だつたことは言っておきます。

それで、そこに参加しているんですけれども、九人だけって、はっきり言って少ないですよ。川崎の子ども全部の意見

を吸い上げられるとは全然言い切れないと思うんです。それは集められた九人である私たち自身がすごく思っていて、私たちがじゃ代表なんて言えないと思っていたので、大人の人たちに言って、川崎市全体から意見を吸い上げる機関の子どもを募集しましょうというような話になりました。それはもうこの話が来てすぐでしたので、これが九八年の末なんですけれども、九九年の初めに子ども委員会を募集しまして、子ども委員を全市から公募で集めました。これは三七人が集まったそうです。実ははっきり言うと、この子ども・夢・共和国のメンバーとかなりかぶっていたのが実情なんですけれども、興味ある人は似たような人なんだなということでも、確かにほかの人もいました。ほかの子ども会の人とか、あと私立の学校に通っていてそういう市からの情報が余り流れてこない中学校の人とかも入ってくれて、でも、実はこれも集めただけで、さあ、何をやるうかと、それから何をやるうか考えるような状態だったんですけれども、それで結構てんやわんやだったんです。

私たちが以外の意見を聞こうと考えた中には、例えば、学校に行けない子とか、障害を持った子とか、あと川崎は外国人市民の方が多いので外国籍の子どもとか、私の中ではそういうのがかなり頭にあっただんですけれども、一人車いすの方がいらっしやいましたが、はっきり言って、そういう方は余りいなかったんですね。そういう方の意見を聞きたいねと。あと、大人が聞いたんじゃないで、やっぱり子ども同士で聞くべきだろうと思いましたが、じゃ、私たちは私たちが意見を言うんじゃないで、だれかの意見を集めてきて、それを大人に伝える役目をしようというふうにだんだん方向性が決まってきました。だから、聾学校の子どもというか、生徒の人たちと一緒に会議をするんじゃないで、一緒に遊ぼう、一緒におかしをつくって食べようというような方向で活動をしていきました。聾学校の子どもの方と外国人市民の方が活動したのが大きな……。

嶋津 養護学校。

山田 養護学校か。

嶋津 両方です。

山田 両方か。済みませんね。そのころ私、いろいろあつてちよつと余り活動していなかったの
で……。

それで、ただどう？と意見を聞くんじゃないくて、一緒にいろんな雑談の中で意見を仕入れていく方がやっぱり本音が見えやすいですね。本当に細かいことがわかりやすいので、そういうふうな方向で子どもたちが活動していきまして、時々、中間報告をまとめて、わかりにくくて申しわけないんですけども、調査研究委員会、大人と一緒に会議に出ていた人たちも子ども委員会では一緒に活動していましたので、その人たちを橋渡し役にして、大人の調査研究委員会の方に報告をまとめるというよう活動をしてきました。わかりにくかったかと思えますけれども、子どもの意見を一応いろいろ吸い上げようと努力をしていたんだなということはわかっていただけたかと思えます。

そんな活動を続けてきて、わかることやわからないことがいろいろありつつ、二〇〇〇年の末、とうとう最終的な案が川崎市長さんに提出されまして、市長さんのオーケーをもらいまして、二〇〇一年四月、ことしの四月、とうとうやっと川崎市で条例が施行されたという状態であります。

やっと施行まで来ましたね。まだ内容はしゃべっていないんですけども、では、ここから条例の具体的な内容を嶋津さんに説明していただきたいと思えます。

嶋津 高校三年生の嶋津です。きょうは、高校三年生でこんなところに立っているのかなというふうに思いながらやります、よろしくお願いします。

では、今、流れの方を説明してもらったので、皆さんのお手元にこちらの資料が行っていると思えますが、こちらの資料について少し詳しく話していきたいと思えます。済みません、今、大人版がないので、皆さんには子ども版である小学校五

年生と中学一年生に配る予定のものをお渡ししております。

いろいろ書いてあるんですが、私たちが一番話してきたことは、真ん中、中を開いてもらって、第二章のところなんですけれども、やっぱり自分たちに一番かわりのあることを話しているということ、ここについて特に私たちは長い時間をかけて子どもの権利条例を考えていきました。ここは何が書いてあるかということ、一七歳以下が子どもと称されているんですけれども、その子たちの権利とはなんなのか、どういうことがあるのかということについて話し合ってきました。基本として七本の柱があるんですけれども、一本目に、安心して生きる権利、二本目に、ありのままの自分である権利、三本目に、自分を守り、守られる権利、四本目に、自分を豊かにし、力づけられる権利、五本目に、自分で決める権利、六本目に、参加する権利、七本目に、個別の必要に応じて支援を受ける権利というものについて考えてきました。詳しくは、下の方に細かい字で書いてあるので、読んでいただければわかると思います。

今、ニュースとかでやっているとおり、子ども虐待が大きく取り上げられたりとか、児童殺傷事件が起きたりとか、子どもの安全性が結構脅かされているということについても、私たちはいろいろ話し合ってきました。そこで一本目の安心できる権利や守り守られる権利などを話し合ってきました。ありのままの自分である権利や自分で決める権利、これが重要になってくるだろうということも話し合いました。ありのままの自分である権利とは、今は高学歴社会の中で生きるためには、ちっちゃいころから受験しなきゃいけない、勉強しなきゃいけないというようなことを、親に強いられてやっている子がいるとかそういう話もしてきました。ありのままの自分が一番大切だよということも。さっき話したとおり、外国籍の子や障害を持つ子などが川崎市にはいるので、その子たちが一般の国公立の学校や市立の小学校に行ったときにやっぱり差別を受けてしまう。それではありのままのままでいられないということが話し合いの中で出てきて、ありのままの自分である権利がすごく大切だよということや、個別の必要に応じて支援を受ける権利が必要であるということが出てきました。また、私が

参加している子ども委員会の方なんですけれども、そこに自分で「参加するよ」と決める権利や参加する権利なども詳しく考えてきました。

そこで、「いろいろ権利はわかった。じゃ、どういふふうにしたらいだろうか?」ということになっていきます。子どもだけではやはりできないことが山ほどあるので、大人の方に助けてもらおうということになり、第三章の施設や地域におけるということが入ってきます。そこでは、川崎市の方では、家庭の中—そこまで深くは入れないんですけれども、保護者に対して、こういう権利条例があります、子どもは守られるべき存在ですということを理解してもらうために、市がやっている公共の施設などでこういうことを勉強するような会があるということも私は話に聞いています。

そういうことや、来年度から学校のうちの授業として、川崎市立の小学校、中学校、高校まで入るのか私もちょっとわからないところがあるんですけど、こういうのを勉強しようというのも企画しています。ほかに、地域では、地域の活動としてやってもらうことなどもあって、あと子どもがほっとしていられる場所、子どもの居場所についてもいろいろ話し合ってきました。やっぱり地域の中で児童公園とかがあると思うんですけど、高校生や中学生がいたり小学生は遊べないとか、子ども同士なのにできないということがあったりとか、ほっとできないということが出てきたので、そういう居場所についても話し合っていこうということ、夢・共和国の名前をちょっともらったのもあるんですけど、川崎子ども夢パークというものを今作っています。

山田 後ろの方にいろいろ書いてあります。

嶋津 書いてありますね。③です。済みません、いろいろ飛んじゃって……。

ここは子どもの居場所ということで、来年、津田山に着上する予定で、二〇〇三年夏にできる予定なんですけれども、子ども会館というか、文化会館みたいな形ではあるんですが、だれでも使えるような公園施設みたいなものをつくらうとして

います。ここは単なる遊ぶとか勉強するという子どもの居場所だけではなくて、心のよりどころとしての居場所としても使ってもらえるようにということで、今いろいろなことを企画し、もう少して設計図ができる中で、これから使っていくのにどうしようということ話を話し合っています。そういうことも含め、最近、夢・共でも居場所について話し合ったりとか、子どもの内面についてよく話をしています。子ども権利条例も、目には見えないものなんですけれども、やはりどちらかというと子どもの内面で、これから子どもが大人になっていく上で必要なことなどを特にいろいろ話し合ってきました。

私たちも、子ども委員会の人数は三七人から始まって、三二人になったり、またふえたりとかもしながら、毎年毎年更新されながらやっていったんですけれども、特にことは意識の高い小学生が多くて、今、小学生中心に動いています。その中で、小学生ばかりだと話が進まなくなってしまうので、高校生が入ったり、中学生が入ったりしています。その中で、さっきも言ったアピール文というものが出たんですね。アピール文ができたのが一九九九年なんですけれども、その中の抜粋で、「子どもにかかわることを決めるときは、私たちの考えも大切にしてほしいです。親や先生の考えだけでなく、一方的に話を進めないでほしい。大人からまだ頼りなく見えるかもしれませんが、私たちも真剣に考えています。子どもを大人より下の存在としてではなく、一人の人間として平等に見てほしいです。そのためにも、私たちは自分の考えをはっきりと言えるようにならなければならない」ということを書いたアピール文が出ています。

こちらの資料は手元にはないので、また要るようでしたら言ってもらえれば、私の方で探してきます。こういうようなアピール文を出したりとか話し合いをしながら、子ども集会という形で、年に一回、川崎市の市民とともに、こういう子ども会議、子ども権利条例について話をする会議なども持っています。その中でいろいろ大人の意見が出たり、子どもの中でも疑問に思うこと、これを見ただけではわからないことなどをいろいろと話をしています。

じゃ、ちよっとつけ足しをお願いします。

山田 では、具体的な活動を今嶋津さんに説明してもらったところで、条例の全体について一応軽く説明しておきますね。

こちらの資料を見ていただくとわかると思うんですけども、条例は大体の理念を最初にうたい上げた前文と、総則である第一章―これは事務的なのか、機械的なことを規定しているものから、第七章までに分かれた八部構成になっています。先ほど嶋津さんは第二章を説明してくれました。確かに子どもにとつて物すごく興味があるのは第二章だと思います。

そして第三章。家庭、育ち、学ぶ施設、地域における子どもの権利の保障、大体地域とか周りの環境について規定している第三章。

それから、子どもの参加についてを規定している第四章になります。これは私たちがしてきたような活動ですとか、これからしていきたい活動に関して、すごく重要な意味を持つ章になっています。

そして、私たちが傷つけられたとき、子どもたちが傷つけられたときに、どういうふうになんかそれを助けてあげることができるとかということを書いたのがこれ以降、まず第五章になっています。後ろに書いてあるんですけども、人権オンブズパーソンなどが二〇〇二年四月までに始まる予定。オンブズパーソンというのは、聞いたことがあると思いますが、この場合、悩んでいる子を一緒に助けてあげようというような役割の人になると思います。

そして、第六章は今後の計画づくり。これは私たちにはちょっと余り、興味ないという言い方はあれですけども、難しいな……。

嶋津 ここに書いてあるとおり、これからの活動計画として川崎市子ども会議というものを立ち上げようと、ことしは動いております。

山田 そういうことが書いてあるもの。そして七章には、この条例自体のことを検証する仕組みを書いた。こうした八部

構成になっています。

この前文で「責任」という言葉を入れるか入れないかなど、そういう細かい争いは結構熾烈に繰り広げられたんですけども、一応「責任」という単語が一つ入ったんですよ。

嶋津 どこかに入っているはずですよ。

山田 こっちではなくて——こっちには載っていないですね。お配りした、この正式の文章の方を見ていただくとわかると思います。今、説明しませんが、一応一言入って、お互いが妥協したような形になっています。

では、私たちの話は一応こういったことで、とりとめの話で申しわけありませんでした。